

地方と都市の共生に向けた財政力格差の是正

～ 地方法人二税の偏在是正と平成 20 年度地方財政対策～

総務委員会調査室 みながわ けんいち
皆川 健一

はじめに

現在、国と地方の租税収入の比率が 6 : 4 である一方、歳出規模の比率は 4 : 6 となっており、租税収入と歳出規模にかい離が生じている。このかい離を埋めているのが、地方交付税や国庫支出金などであるが、このような国からの移転財源、依存財源をより少なくし、地方公共団体が自らの税収を中心として自主的な財政運営をしていくことが、真の分権型社会といえる。このため、地方六団体や総務省は、当面、税収比 5 : 5 とすることを求めているところであるが、地方分権改革推進委員会も、「中間的な取りまとめ」(平成 19 年 11 月 16 日)の中で「国と地方の税源配分について、地方から主張されている 5 : 5 を念頭におくことが現実的な選択肢となる」としている。

このように、国と地方の間における税源の均衡を求める動きがある一方、景気回復や定率減税の廃止などを受けて、地方税収は全体として伸びているものの、地域間で税源が偏在しているため、大都市圏と地方圏の税収格差が拡大している。とりわけ、地方法人二税(法人住民税・法人事業税)の偏在是正は早急に対応すべき課題であると政府内で認識された。そのため、「経済財政改革の基本方針 2007」において、「国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の見直しの一体的な改革に向け地方債を含め検討する」とされ、さらに、「法人二税を中心に税源が偏在するなど地方公共団体間で財政力に格差があることを踏まえ、地方税の在り方や国と地方の間の税目・税源配分(地方交付税財源を含む)の見直しなど、地方間の税源の偏在を是正する方策について検討し、その格差の縮小を目指す」とされている。

以下、本稿では、地方の財政力格差の是正をめぐる議論とそれに向けた対応策、平成 20 年度地方財政対策を概観することとする。

1. 地方財政の疲弊と「三位一体の改革」

(1) 地方の疲弊をもたらした「三位一体の改革」

「三位一体の改革」は、平成 17 年 11 月 30 日の政府・与党合意により、一応の決着をみることとなった。本来目指すべきものとされていた「三位一体の改革」とは、地方税・地方交付税・国庫補助負担金の三つについて、地方への税源移譲による地方税の強化、不要な国庫補助負担金の廃止・縮減による地方財政の自由度の向上、地方交付税の見直し、を同時に進め、地方財政を強化するものであった。

ところが、実際の「三位一体の改革」は、地方が当初予想していたものとはかなり違うものになってしまった。まず、個人住民税の 10% 比例税率化によって、国税である所得税

から地方税である個人住民税への約3兆円の税源移譲が決定された。これによって、地方公共団体独自の収入源である地方税の強化が、個人所得課税という基幹税の移譲によって実現されたが、実施されたのは平成19年になってからであった。この間に、国庫補助負担金が約4.7兆円（平成16年度～18年度）削減されるとともに、地方交付税総額も毎年度減少し合計約5.1兆円（同、臨時財政対策債を含む）削減されたため、合わせて約9.8兆円の地方財源の削減が行われた。税源移譲約3兆円との単純な差引きでも、約6.8兆円の地方財源が圧縮されたことになる。

国庫補助負担金改革も、各省庁の「抵抗」によって大きく後退したといわれている。国庫補助負担金とは、国庫負担金と国庫補助金の総称である。国庫負担金は、主に全国的に実施されるが、実施主体は地方公共団体であるような事業に対して、国が相応の財源責任を果たすものであり、国庫補助金は、奨励的補助金ともいわれるように、国が特定の事業を地方に実施させたい場合に用いられるものが多い。本来の地方分権の趣旨からいえば、奨励的性格を持つといわれる国庫補助金から優先的に廃止すべきものとされている。

ところが、実施された国庫補助負担金改革では、公共事業関係の負担金や奨励的補助金の多くは、「スリム化」や「交付金化」という形で温存された。一方、税源移譲に結びつくものとして廃止・削減されたのは、義務教育関連、国民健康保険関連、児童扶養手当・児童手当、介護給付費・公立保育所運営費など、大半が教育・福祉関連の補助金であった。しかも義務教育費国庫負担金などは、国に権限が残されたまま、補助率の引下げという形で削減されたために、かえって地方分権とは反対の結果をもたらしたとされている。

結局、国庫補助負担金の廃止・縮減は、その後の税源移譲の財源を捻出するための「数字合わせ」と化してしまった。国の財政再建が優先され、個々の地方公共団体の財政に対する影響は二次の問題とされた。国庫補助負担金の廃止・縮減とそれに伴う税源移譲が与える影響は、税源に恵まれた地方公共団体とそうでない団体とは異なる。前者では、税源移譲による税収増は大きいうえに、もともと国庫補助負担金が収入に占める割合も小さく、その廃止・縮減の影響額は少ない。後者では、税源移譲がされても税収はさほど増加しないばかりか、収入の大きな部分を占めていた国庫補助負担金の廃止・縮減が大幅な収入減をもたらす。よって、豊かな地方公共団体と財政力の弱い地方公共団体との税収力格差は大きくなるわけである。

（2）地方交付税大幅削減のショック

「三位一体の改革」期間中における地方交付税改革は、主に経済財政諮問会議において議論され、あくまで国と地方を通じた財政再建を最優先する財務省と、税源移譲の実現と地方交付税の堅持を掲げる総務省とが、各々の主張を展開し、その過程で、平成16年度から18年度までの3年間で約5.1兆円減少した。特に平成16年度は、減少額が2.9兆円（臨時財政対策債を含む）もの多額となったことから、いわゆる「地財ショック」とも呼ばれ、地方公共団体の財政運営に深刻な影響を与えた。

このことにより、小規模市町村に対する財源保障が大幅に縮小した。交付税の削減は、大規模市町村と比べて地方交付税への歳入依存度が高い小規模市町村に対して、より大き

な影響を与えるからである。

それに加えて、各市町村の基準財政需要額算定における「段階補正の縮小」が行われた。個別の地方公共団体への交付税額は、基準財政需要と基準財政収入の差額によって決定されるが、一般的に人口の少ない団体ほど、スケールメリットが働かないために、行政ニーズをまかなうために必要な1人当たりの支出は高くなる。そのため、人口規模の大小に関わらず一定の必要財源を保障するために、人口10万人以下の市町村に対して、人口規模に応じて基準財政需要額の割増しを行うのが段階補正である。この段階補正については、「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」(平成13年6月26日)において、「合理化や効率化への意欲を弱めることにならないよう、その見直しを図るべき」との方針を受け、平成10年度から13年度に引き続き、平成14年度から16年度にかけて、市町村分の見直しが行われた。これは、小規模団体にあっても職員の兼務や外部委託等により合理的・効率的に行財政運営を行っている団体もあるという実態を反映した見直しである。具体的には、従来の全団体の平均を基礎として割増率を算出する手法から、より効率的な財政運営を行っている上位3分の2の団体の平均を基礎として割増率を算出する手法に改められた。この見直しにより、平成14年度からの3年間で約2,000億円引き下げられ、交付団体にとっては、そのまま交付税額に跳ね返って減額されることとなる。そのため、地方の財政力格差が拡大し、とりわけ、小規模団体の財政をさらなる窮地に追い込んでいったとの意見もある。

「三位一体の改革」の概要

(H16~18)

国庫補助負担金改革	約	4.7兆円
税源移譲	約	3兆円
地方交付税改革 (地方交付税及び臨時財政対策債)	約	5.1兆円

国庫補助負担金改革	
既決定分	3兆8,553億円
18年度新規決定分	8,108億円
(うち、税源移譲に結びつく改革)	6,544億円)
合計	4兆6,661億円

税源移譲	
18年度税制改正で、所得税から個人住民税への3兆円規模の税源移譲を実施(19年分所得税、19年度分個人住民税から)	
18年度は移譲額の全額を所得譲与税で措置(3兆94億円)	

地方交付税改革	
総額の大幅な抑制	
・地方交付税及び臨時財政対策債の総額の抑制(H16~18)	5.1兆円
主な制度の改革等	
・「行政改革インセンティブ算定」の創設・拡充	
・財政力格差拡大への適切な対応(税源移譲分を基準財政収入額へ100%算入(当面の措置))	
・不交付団体の増加	人口割合(市町村) H12 11.5% H17 18.4%

等

(出所) 総務省資料より作成

2. 地方の財政力格差是正をめぐる議論

(1) 税源偏在の現状

平成17年度以降は、これ以上の地方財源の大幅圧縮は困難との認識から、毎年度の地方財政計画においては「地方一般財源総額の前年並み確保」が行われてきた。地方一般財源とは、地方公共団体における用途の自由な財源、つまり地方税と地方交付税、地方譲与税等を合わせたものであるが、この確保だけでは財政力格差の問題は解決できない。ここ数年の景気回復によって地方税収が増えているために、相対的に地方交付税総額は圧縮されることになるからである。確かに地方財政全体で見れば、地方税と地方交付税等の一般財源の合計額は変わらない。しかし、地方税収が増えているのは大企業本社が立地する東京などの大都市圏に集中している。これに対して、小規模自治体への交付税配分額の縮小が続いている。そのために、地域間の財政力格差はますます拡大する傾向にある。とりわけ

地方法人二税において地域間の税収格差が顕著となっている。平成18年度決算数値で人口1人当たり税収額を比較すると、地方法人二税は地域間で最大6.1倍（東京都・長崎県）の税収差が生じており、地方税の中で最も偏在度が大きい。一方で、基幹税目の一つである地方消費税は、景気動向による変動が少なく、地域偏在性も小さいことから（最大で東京都・奈良県間の1.9倍）地方消費税の充実、偏在性の少ない地方税体系を構築するための有力な手段の一つと考えられている。

地方税偏在の状況（平成18年度）

	偏在度 (1人当たり税収 :最大/最小)	集中度 (東京/全国)
地方税全体	東京/沖縄:3.1倍	17.6%
地方法人2税	東京/長崎:6.1倍	25.6%
地方消費税 (清算後)	東京/奈良:1.9倍	13.6%

(注)都道府県・市町村分を含む

(出所)総務省資料

人口1人当たり税収額の偏在度（平成18年度）



()「最大/最小の倍率」とは、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値。

(出所)総務省資料

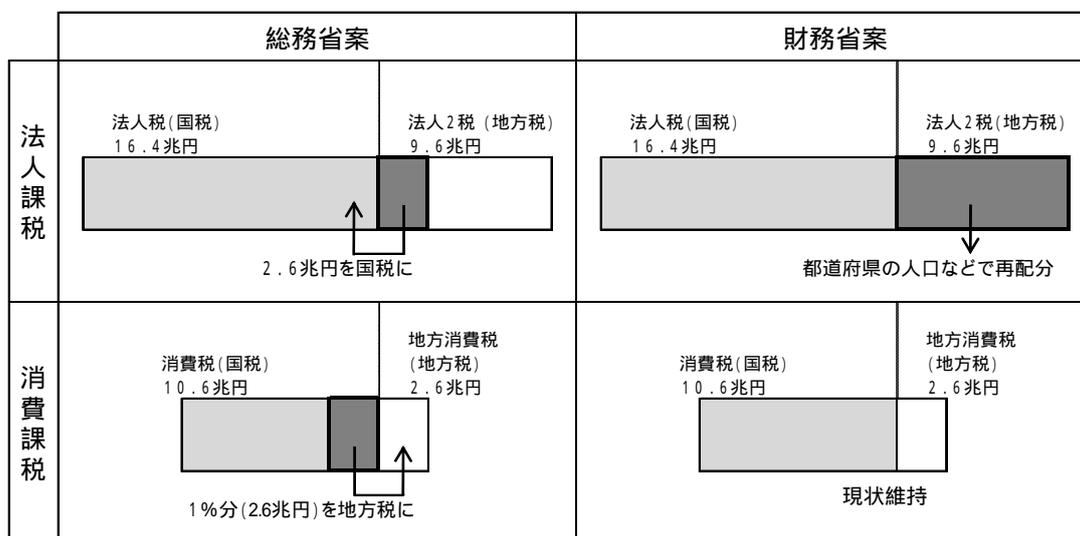
(2) 総務省・財務省が一致する税収格差是正の必要性

三位一体改革が一段落すると、地方財政の課題は一転して税収の偏在是正の改革に焦点が移った感がある。安倍総理大臣（当時）は、第166回常会の施政方針演説において、地域間の税収格差是正を打ち出し、また、菅総務大臣（当時）は、国：地方＝5：5を目指して地方税を充実するとともに、税制改革による税収格差是正を進める意向を国会等で強調していた。「三位一体の改革」などでは総務省と常に意見が対立していたのとは対照的に、

地域間の税収格差の是正には、尾身財務大臣（当時）も賛同する姿勢を示していた。地方財政について、総務省と財務省の意見が一致することは極めてまれであるが、地域間の税収格差是正を目指すことに関しては一致していた。ただし、その手法は異なっていた。

総務省は地方消費税と地方法人二税の税源交換で分権改革の推進を目指したのに対し、財務省は最終的に東京都などの富裕団体の財源縮小を通じ地方財源を圧縮し、間接的に国の財政再建に資することにねらいがあったとされ、目指す手法や到達点についての考え方が異なる。そして、平成 19 年 11 月 19 日、財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会は、地方法人二税の税収を地方間で水平的に再配分すべきとする答申を出した。一方、総務省は 11 月 8 日の経済財政諮問会議で増田総務大臣が、偏在度の小さい地方消費税と大きい地方法人二税の「税源交換」を改めて提案し、参考として、地方消費税率の 1% 引上げ（約 2.6 兆円）と同規模の地方法人二税の交付税財源への組入れを行った場合、東京都で約 3,000 億円、愛知県で約 800 億円の税収減となる試算を示した¹。

地方税収格差是正をめぐる総務省・財務省案の相違



(注)金額は、平成19年度の政府予算と地方財政計画による
 (出所)「朝日新聞」(平19.11.16)より作成

そのような中、12月11日、福田総理大臣は東京都の石原知事と会談し、東京都の法人事業税のうち約3,000億円を財政力の弱い自治体へと移譲することで合意した。翌12日には愛知県の神田知事とも会談し、同様に約400億円を移譲することで合意している。石原知事は、五輪招致や羽田空港の国際便発着増対策等のインフラ整備において政府の支援を受けること等を合意の条件とし、総理大臣もそれに応じたとされる。石原知事は、会談後の記者会見で「国家権力の一方的な発動」であり「泣く子と地頭と政府には勝てない」などと述べ、改めて不満をあらわにしたとされる²。

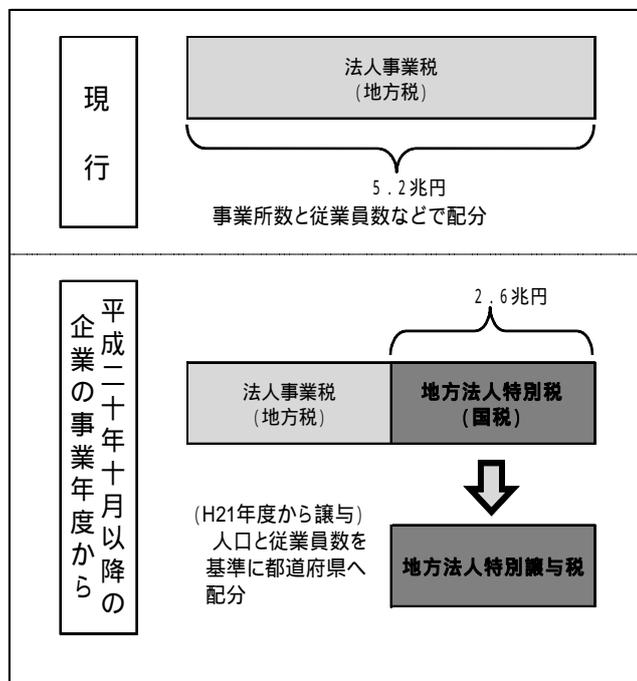
(3) 地方法人特別税の創設

これらの論議を踏まえ、平成19年12月13日に公表された与党税制改正大綱では、「消

費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として、おおむね 2.6 兆円の法人事業税を分離し、地方法人特別税を創設するとともに、その収入額を人口及び従業員数を基準として都道府県に譲与する地方法人特別譲与税を創設することにより、偏在性の小さい税体系の構築を進める」とされ、その後、総務省から同税創設について、平成 20 年度地方税制改正案の一つとして提示された。これは、都道府県間の税収格差を是正することを目的として、具体的には、東京都など大都市部に集まりやすい法人事業税(所得割・収入割)の一部(2.6 兆円)を分離し、国税である「地方法人特別税」として創設、地方法人特別税は平成 20 年 10 月 1 日以降に開始する事業年度から適用することとした。また、「地方法人特別譲与税」は、用途を限定せず、都道府県に人口・従業者数に応じてそれぞれ 2 分の 1 を按分して平成 21 年度から譲与することとされている。事業所や従業員により配分を決めていた法人事業税に比べ、財政力の弱い道府県に税収が行き渡る仕組みとされた。併せて、この偏在是正策によって生じる財源を活用し、地方再生のため、地方交付税の「特別枠(地方再生対策費)」を創設し、市町村に配慮した重点配分を行うこととされた。この法人事業税の見直しに伴う都道府県税収の増減額について、総務省の試算によれば、東京都(3,268 億円)を筆頭に愛知県など 7 都府県の税収が減り、減収の総額は 4,032 億円となり、残りの 40 道府県は増収で、増収額の筆頭は北海道の 484 億円となった³。

また、読売新聞社が行った全国 47 都道府県知事を対象にしたアンケートによれば、地方法人特別税について評価する姿勢を示した知事は 17 人、評価しないとされた知事は 18 人と分かれた。財政力の弱い道県の知事に評価する意見が目立つ一方、首都圏などの知事からは批判の声が相次いだ。「評価する」と回答した知事は奈良県、和歌山県、島根県の 3 人で、「財政力格差の是正は喫緊の課題であり、早期実現が重要」などと窮状を訴えた。「どちらかと言うと評価する」が 14 人で、双方の知事の大半が、地方交付税の増額を最優先すべきなどとしながらも、今回の是正策が暫定的な措置である点を重視、「現時点の選択としてやむを得ない」などと、次善の策として容認する意見が多かったとされる⁴。

地方法人特別税のイメージ



(出所) 『日本経済新聞』(平19.12.14)より作成

3. 平成20年度地方財政対策

(1) 平成20年度の地方財政の姿

平成20年度の地方財政対策については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(以下「基本方針2006」という。)に基づく歳出削減目標に従って、地方一般歳出を平成19年度と同水準の約65兆7,500億円に抑える一方、実質的な地方交付税総額(地方交付税と臨時財政対策債を合わせた額)に地方税40兆4,703億円などを合わせた地方一般財源総額は、前年度比1.1%増の59兆8,858億円となった。これは、平成19年度(0.9%増)を上回る伸び幅で、更なる地方財源の充実・確保を図るものとなった。特に、交付団体ベースの一般財源の増額(前年度比約5,800億円増、1.3%増)に努め、地域間の財政力格差の状況に配慮したものといえよう。

6年連続で縮小していた地方財政計画規模は、4,000億円の地方再生対策費の創設等により、前年度比0.3%増の約83兆3,900億円となったが、同対策費を除けば、0.2%の減少となった。平成20年度の地方財源不足額5.2兆円については、財源対策債約1兆5,400億円、地方交付税の増額(一般会計からの加算(既往法定分))¹6,744億円、臨時財政対策債(既往債の元利償還分等)²2兆8,332億円、特別交付金²2,000億円によって補てん措置が講じられており、「折半ルール³」は継続されているが、平成20年度も19年度と同様、対象となる折半対象財源不足額は生じていない。

入口ベースの交付税額は、原資となる国税5税の法定率分14兆6,657億円と国の一般会計加算(既往法定分)6,744億円から、18年度の国税決算に伴う交付税原資の減額精算分5,000億円のうち2,000億円(残りの3,000億円は平成21年度に精算繰延べ)を差し引いた、15兆1,401億円となった。交付税原資が国税の伸びの鈍化により見込みより減少する中で、必要な交付税総

平成20年度地方財政収支見通しの概要

(平成19年12月24日現在)

(単位:億円、%)

項目		平成20年度 (見込)	平成19年度	増減率 (見込)
歳入	地方税	404,703	403,728	0.2
	地方譲与税	7,027	7,091	0.9
	地方特例交付金等	4,735	3,120	51.8
	地方交付税	154,061	152,027	1.3
	地方債	96,055	96,529	0.5
	うち臨時財政対策債	28,332	26,300	7.7
	歳入合計	約 833,900	831,261	約 0.3
「一般財源」		598,858	592,266	1.1
歳出	給与関係経費	約 222,100	225,111	約 1.4
	退職手当以外	約 198,200	201,283	約 1.5
	退職手当	約 23,900	23,828	約 0.2
	一般行政経費			
	うち単独分	約 138,400	139,510	約 0.8
	地方再生対策費	4,000	-	皆増
	公債経費	約 133,800	131,496	約 1.7
	投資的経費			
	うち単独分	約 83,300	85,884	約 3.0
	公営企業繰出金	約 26,400	27,249	約 3.3
	うち企業債償還費 普通会計負担分	約 18,100	18,915	約 4.4
	水準超経費	約 24,500	23,500	約 4.3
	歳出合計	約 833,900	831,261	約 0.3
(地方再生対策費を除く)		(約 829,900)	(831,261)	(約 0.2)
地方一般歳出	約 657,500	657,350	約 0.0	
(地方再生対策費を除く)		(約 653,500)	(657,350)	(約 0.6)

(注) 計数は精査の結果、異動する場合がある。

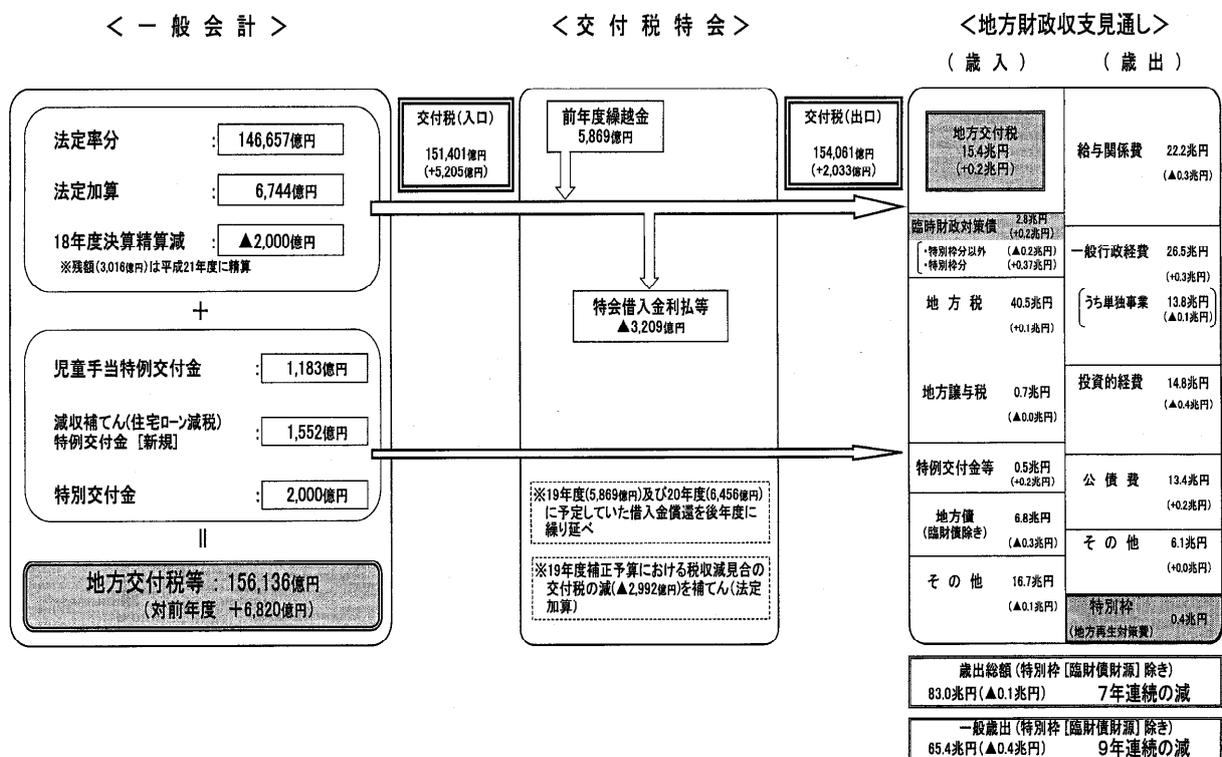
(出所) 総務省資料より作成。

額を確保するため、18年度補正から開始した交付税特会借入金（地方負担分の20年度末残高見込33兆6,000億円）償還について、20年度償還計画分を繰り延べし、入口ベースの交付税額に19年度補正での交付税特会借入金償還繰延べ分などを加えた、15兆4,061億円（前年度比2,033億円増、1.3%増）が出口ベースの交付税総額として確保された。さらに、一般財源の不足に対処するための臨時財政対策債2兆8,332億円を加えた実質的な交付税総額は、約18兆2,400億円（前年度比約4,100億円増、2.3%増）と、5年ぶりの増額となった。その一方で、交付税増額の財源捻出のため、交付税特別会計で予定していた償還を繰り延べることになったことで、財政健全化のペースが鈍る可能性が出てきた。財政の健全化よりも偏在是正に向けた当座の交付税確保を優先したものとしよう。

歳出では、特に、一般職員等の定員については、「基本方針2006」において、5年間で「国家公務員の定員純減（5.7%）と同程度の定員純減」を行うとされたのを受け、5.7%の1年分の純減を行うなど、給与関係経費や投資的経費（単独）について削減を進め、地方一般歳出は地方再生対策費を除けば0.6%減となる水準に抑えられた。臨時財政対策債は大きく伸びたものの、通常の建設地方債を大幅に削減することで、地方債全体の伸びはマイナスに抑制され、その結果、地方の借入金残高（見込額）は19年度末の199兆円から197兆円に削減された。

- 1 過去の国庫補助負担率の引下げ等に伴う財源措置として交付税の総額に加算することとされた額
- 2 恒久的減税による減収を補てんする制度であった減税補てん特例交付金が平成18年度をもって廃止されたことに伴う経過措置として設けられた交付金
- 3 平成19～21年度において、財源不足のうち交付税対応分について国・地方折半負担とし、国は一般会計からの加算、地方は臨時財政対策債で対応する措置

平成20年度地方財政対策の概要



(出所)財務省資料

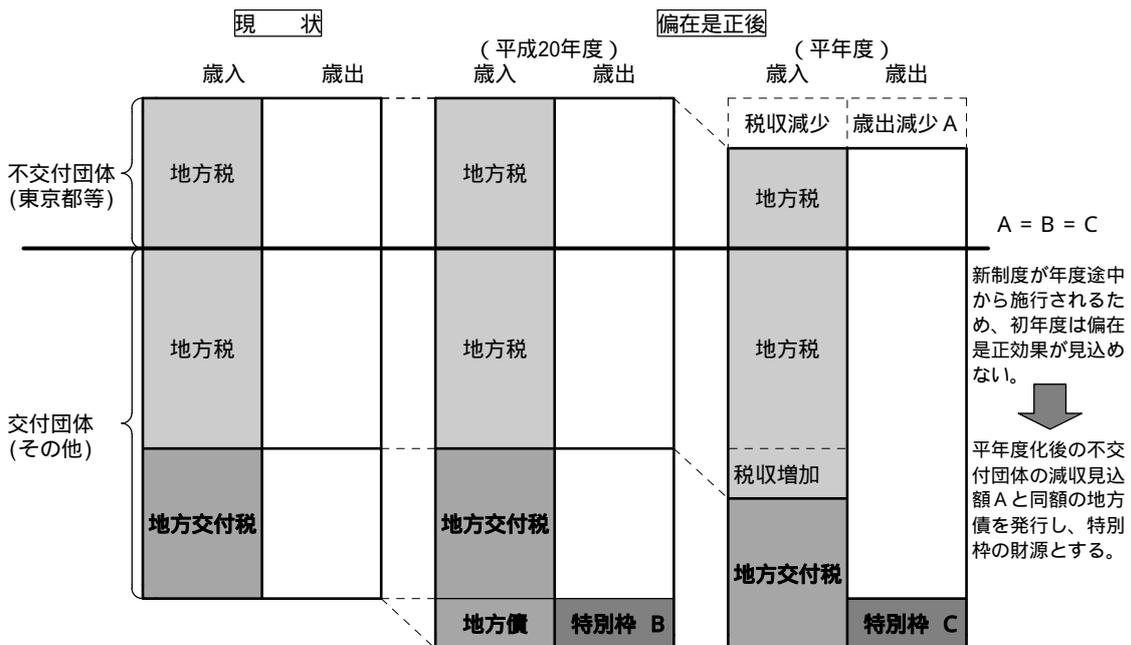
(2) 地方再生対策費

歳出の特別枠として創設される「地方再生対策費」は、「地方と都市の共生」の考え方の下、地方税の偏在是正により生じる財源を活用して、地方の自主的・主体的な活性化施策の実施のため、4,000億円が計上され、そのうち、1,500億円を都道府県に、2,500億円を市町村にそれぞれ配分することとされた。

都道府県では、測定単位を人口とし、人口規模のコスト差を段階補正するほか、第一次産業就業者比率、高齢者人口比率を反映し算定され、その配分額は標準団体（人口170万人）で20億円程度となる。一方、市町村では、人口に加え、耕地と林野面積を単位費用とする。総務省の試算では、人口10万人規模で2億円程度（基準財政需要額に対する割合1.2%）、5万人規模で1億3,000万円程度（同1.4%）、1万人規模で8,000万円程度（同2.7%）、5,000人規模で6,000万円程度（同2.9%）となるなど、人口規模の小さい団体に傾斜配分される形となった。また、合併市町村については、旧市町村単位で算定した額を合算することにより、合併後のまちづくり等の財源の確保に配慮された。

地方再生対策費の財源は、前述したとおり、東京都など不交付団体からの法人事業税の移譲分から充てられる。法人事業税の一部（約2.6兆円）を、地方法人特別税という国税に衣替えし、財政状況の厳しい道府県に再配分（地方法人特別譲与税）する仕組みである。通常は税収が増える道府県は交付税が減るが、それでは格差是正策の意味がないため、税収が増えても交付税が減らないように特別枠として確保された。なお、新制度が年度途中から施行されることから、初年度である平成20年度については、偏在是正効果が見込めない。そのため、平年度化後の不交付団体の減収見込額と同額の地方債（臨時財政対策債）を発行し、地方再生対策費の財源とすることとされた。

地方税の偏在是正と地方交付税特別枠



(出所) 財務省資料より作成

むすびにかえて

今回示された地方の財政力格差の是正策としての「地方法人特別税（地方法人特別譲与税）」の創設は、地方の深刻な財政的窮乏対策、大都市と地方の共栄に向けての重要な措置とされている。与党税制改正大綱では、地方分権改革や地方の歳出構造の変化等を念頭に、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築していくとの方向性とともに、地方消費税を充実していくこと等が明記されたことを地方六団体は評価している。一方、偏在の是正方法については、地方法人二税と消費税の交換方式が採られず、暫定的とはいえ、法人事業税の一部を国税化し再配分する方式が採られることとなった。この点について、総務大臣は、地方法人特別税と地方法人特別譲与税と両方があるが、その二つを合わせて見ると、消費税を地方に1%分移したものと同様の構造になっており、抜本改革のときまで消費税についてはいじらないが、全体としてみれば税源交換を行ったものとみなして、今後の税源交換の実現に向けて、一步踏み出したものと受け止める旨の評価がなされた⁵。

しかし、この是正措置は、暫定措置とはいえ、地方の自立と分権型社会を構築するため地方税の充実を図るといふ地方分権の基本的な考え方に逆行するものといえなくもない。このような手法は、将来にわたり地方の財政自主権を切り崩す端緒となる懸念もあろう。また、地方公共団体と法人の結びつきを断ち切ることで受益と負担の関係が不明確になるばかりか、企業誘致など税源涵養に努力している地方公共団体が報われず、地域振興へのインセンティブや、納税者による行政監視の機能を損なうことになるおそれもあるとの意見がある。

そもそも、地域間の税収格差を是正する制度として地方交付税制度が存在しているところであり、このような対応は、屋上屋を架すものになりはしないか。垂直的財政調整制度である現行の地方交付税制度を充実・強化するのではなく、一部に地域間における水平的財政調整制度を導入しようという対応は、これまでの地方財政制度を根幹から揺るがすことにつながりかねないのではないかと懸念も出されている。

いずれにせよ暫定措置により当面の格差是正が図られ、その上で地方分権型社会に対応した税財政の抜本改革を構築、実現させることが重要であることはいうまでもない。

¹ 総務省「地方の元気が日本の力」(経済財政諮問会議提出資料 平 19.11.8)

² 『朝日新聞』夕刊(平 19.12.11)

³ 総務省「地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の創設に伴う影響額試算(平年度ベース)」

⁴ 『読売新聞』(平 19.12.14)

⁵ 『増田総務大臣閣議後記者会見の概要』平成 19 年 12 月 14 日付け総務省資料
<http://www.soumu.go.jp/menu_01/kaiken/back_01/d-news/2007/1214.html>